

更新登録案内

旅行業を継続する場合、旅行業法施行規則第1条の規定により有効期間満了日の2ヶ月前までに下記により更新登録の申請を行う必要があります。

期限を過ぎた場合は、たとえ有効期限内であっても更新申請の受付はできません。

※ この場合、有効期間の満了後、登録抹消されますので十分ご注意ください。

記

1 更新申請

申請受付日時 月・水・金曜日の次の時間帯となっています。

(**事前に電話で申請日の予約をしてください。**)

① 10時から② 11時から③ 14時から④ 15時から⑤ 16時から

予約受付先 電話 (03) 5320-4769 (午前9時～12時、午後1時～5時)

東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎19階中央

東京都産業労働局観光部振興課旅行業担当

※更新登録申請日には、旅行業務取扱管理者も

「旅行業務取扱管理者証」をご持参の上、ご来庁下さい。

2 基準資産が満たない方へ

必ず早めに直接ご相談ください。

3 更新手数料

17,000円 (現金で釣銭のないようにご持参下さい。)

4 更新必要書類 提出必要書類一覧のとおりです。

5 申請書類の入手方法

●東京都ホームページからダウンロードすることができます。

(<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/sinsei/tourism/ryokotsuyaku/ryokotouroku/>)

●下記販売所で購入することもできます。

・一般社団法人 東京都旅行業協会 TEL 03 (5210) 2500

千代田区四番町4-9 東越伯鷹ビル2階

・一般社団法人 日本旅行業協会 TEL 03 (3592) 1271

千代田区霞ヶ関3-3-3 全日通霞ヶ関ビル3階

・株式会社 むさしの手配センター TEL 042 (524) 1717

立川市錦町4-7-9-102 (多摩地域のみ配送の取扱いあり。電話連絡のこと。)

6 ご注意

申請時に、未届けの「登録事項の変更」、未提出の「取引額報告書」、「標準旅行業約款変更届(平成26年7月1日改正)」がある場合は申請を受理いたしません。

7 登録通知書の交付

申請書類受領後、約1ヶ月後に登録通知書を、簡易書留にて郵送いたします。